

## 熊本都市計画地区計画の決定（合志町決定）

都市計画黒石原西地区地区計画を次のように決定する。

名	称	黒石原西地区地区計画
位	置	菊池郡合志町大字豊岡字笹原 2000-1499 他5筆
面	積	約0.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は黒石原台地西側の防衛庁演習場に隣接する地区で、東側は宅地で南側は現在農地であるが、今後良好な住宅地として整備が行われる予定の地区であり、良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	良好な低層住宅地としての形成に努める。
	地区施設の整備方針	地区施設として道路及び公園を適切に配置する。
	建築物等の整備方針	居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、高さの最高限度などの設定、及び景観上、壁面の位置並びに、かき又はさくの制限を行う。

地区施設の配置及び規模		道路	名称	幅員	延長	
			区画道路	6.0m	約133m	
		公園	名称	面積		
			黒石原西地区公園	約186㎡		
地区計画整備計画	建築物等に関する事項	用途の制限	(1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用住宅 (ただし併用部分の規模、用途は建築基準法別表第二の(イ)項を摘要する。			
		容積率の最高限度	8/10			
		建ぺい率の最高限度	4/10			
		高さの最高限度	10m			
		最低区画面積	200㎡			
		壁面位置の限度	建築物の壁もしくはこれに代わる柱又は高さ2mを越える門又はへいは、壁面線(区画道路又は隣地境界線から1m後退した線)を越えて建設してはならない。			
		かき若しくはさくの構造制限	(1) 道路に面する側のかき又はさくは、つぎの各号に掲げるものとする。(但し、道路境界線より0.5m以上離れたものはこの限りではない) ① 生垣 ② 道路面中心からの高さが1.5m以下のさく			
		建築物の形態若しくは意匠の制限	・建築物の意匠、形態は、周辺地域の環境・景觀に調和すること。			
備考		・区域は、計画図表示のとおり				